平成２２年（フ）第４５号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来956番地の12
債務者　橋本　幸代
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第２３号
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字中家26番地３
債務者　佐々木正人
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第２６号
岩手県宮古市小沢２丁目１番11号
債務者　川村　健也
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第２７号
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第22地割117番地
債務者　斎藤　隆幸
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時15分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第３８号
釧路市星が浦大通５丁目６番４号
債務者　栗原　修一
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１２０号
釧路市住之江町11番2404号
債務者　小山　盛男
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１４５号
釧路市春採２丁目30番12号
債務者　尾形　　忍
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１０６号
栃木県足利市百頭町1975番地７
債務者　植木　裕子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第４０４１号
大阪市生野区桃谷２丁目23番54号
債務者　香西　千恵
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第２７０号
沖縄県中頭郡北谷町北谷２丁目３番地６　マンションカナ105、住民票上の住所兵庫県西宮市山口町上山口４丁目18番８号
破産者　髙森こと　下嶋　繁治
1　主文　当裁判所が平成22年５月24日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「兵庫県西宮市山口町上山口４丁目18番８号」とあるのを「沖縄県中頭郡北谷町北谷２丁目３番地６　マンションカナ105、住民票上の住所兵庫県西宮市山口町上山口４丁目18番８号」と、破産者の氏名につき「下嶋　繁治」とあるのを「髙森こと　下嶋　繁治」とそれぞれ更正する。
2　決定年月日　平成22年６月８日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１３６号
福島県郡山市中町３番１号
破産者　有限会社サンレモ
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
横浜市港北区菊名６丁目19番18号
破産者　影山　武浩
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６９号
三重県三重郡菰野町大字千草3836番地５
破産者　遠藤　弘美
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３２４５号
大阪府茨木市鮎川４丁目18番16号
破産者　株式会社大一企画
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７４２号
大阪市住吉区遠里小野６丁目10番17号
破産者　吉備木材工芸株式会社
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０１４号
堺市南区岩室77―１
破産者　有限会社メープル・リンク
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係